

改定後	改定前
第１章 計画の策定にあたって １ 計画策定の趣旨 本県においては、<u>大分県農林水産業振興計画</u>（以下「振興計画」という。）「<u>おおいた農林水産業活力創出プラン 2015</u>」に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めてきた。<u>令和６年９月には、新たな振興計画「おおいた農林水産業元気づくりビジョン 2024」（別紙１）を策定し、目標を達成するため取り組んでいる。</u> 振興計画においては、環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業や有機農業等の環境にやさしい農林水産業を推進することとしている。こうした取組は、現下の燃油や肥料原料の価格高騰等、世界情勢の影響を受けにくい、足腰の強い農林水産業の生産基盤づくりにも寄与するものである。 また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和３年５月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和４年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号））が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針（環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。））の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところである。 本計画は、基本方針に基づき、振興計画をはじめとする各種施策の方向性を踏まえつつ、大分県における環境と調和した農林漁業の実現を目指して策定するものである。 ２ 計画の位置づけ （略） ３ 計画期間 （略） 第２章 計画の基本理念 （略） 第３章 環境負荷低減事業活動の展開方向 １ 環境負荷の低減に関する目標 国が令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、<u>2030</u>年までに達成する目標として、有機農業の取組面積を<u>6.3</u>万 h a まで拡大することを挙げている。 そのため、目標設定にあたっては、有機農業の取組面積、及び有機農業の中でも「有機」や「オーガニック」という表示ができる有機 J A S 認証ほ場面積を指標とすることにした。	第１章 計画の策定にあたって １ 計画策定の趣旨 本県においては、大分県農林水産業振興計画「<u>おおいた農林水産業活力創出プラン 2015</u>」（別紙 1。以下「振興計画」という。）に基づき、農林水産業の成長産業化に向けて、関係機関・団体と連携しながら、各般の施策を進めてきた。 振興計画においては、環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業や有機農業等の環境にやさしい農林水産業を推進することとしている。こうした取組は、現下の燃油や肥料原料の価格高騰等、世界情勢の影響を受けにくい、足腰の強い農林水産業の生産基盤づくりにも寄与するものである。 また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林漁業の持続的発展等を確保する観点から、令和３年５月にみどりの食料システム戦略が策定された。さらに、令和４年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和４年法律第 37 号））が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針（環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。））の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところである。 本計画は、基本方針に基づき、振興計画をはじめとする各種施策の方向性を踏まえつつ、大分県における環境と調和した農林漁業の実現を目指して策定するものである。 ２ 計画の位置づけ （略） ３ 計画期間 （略） 第２章 計画の基本理念 （略） 第３章 環境負荷低減事業活動の展開方向 １ 環境負荷の低減に関する目標 国が令和３年５月に策定した「みどりの食料システム戦略」では、<u>2 0 3 0</u>年までに達成する目標として、有機農業の取組面積を<u>6 . 3</u>万 h a まで拡大することを挙げている。 そのため、目標設定にあたっては、有機農業の取組面積、及び有機農業の中でも「有機」や「オーガニック」という表示ができる有機 J A S 認証ほ場面積を指標とすることにした。

(表) (略)	(表) (略)
2 環境負荷低減事業活動の内容 (1) 基本的な方向性 (略) (2) 環境負荷低減事業活動の内容 環境負荷低減事業活動とは、農林漁業者が持続性の確保に向けて、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う以下の①～③のいずれかの活動をいう。 ①<u>土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）</u> 土づくり、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行から低減する取組を一体的に行う活動として、特別栽培や有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する。 実施に当たっては、以下のア～エのいずれかにより、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術についてそれぞれ取り組むものとする。 ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の取組 イ 「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（令和3年3月12日地農第3028号）」に基づく生産方式の導入 ウ 「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号）」の別紙「環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法」第1の4で定める農業生産活動等のうち、（1）～（4）に基づく農業生産活動の取組 エ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流通第3889号）に基づく生産方式の導入 ②<u>温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）</u> (略) ③<u>別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）</u> (略) (3) 環境負荷低減事業活動実施計画の作成及び認定に関する事項 <u>知事は、以下のア～エにより作成し、申請された環境負荷低減事業活動実施計画について、認定審査を行い、適正と認めた場合には認定を行う。</u> ア～エ (略)	2 環境負荷低減事業活動の内容 (1) 基本的な方向性 (略) (2) 環境負荷低減事業活動の内容 環境負荷低減事業活動とは、農林漁業者が持続性の確保に向けて、農林漁業に由来する環境負荷の低減を図るために行う以下の①～③のいずれかの活動をいう。 ①<u>土づくり、化学肥料、化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動（1号活動）</u> 土づくり、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行から低減する取組を一体的に行う活動として、特別栽培や有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する。 実施に当たっては、以下のア～エのいずれかにより、有機質資材施用技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術についてそれぞれ取り組むものとする。 ア 有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の取組 イ 「大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（令和3年3月12日地農第3028号）」に基づく生産方式の導入 ウ 「環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日3農産第3817号）」の別紙「環境保全型農業直接支払交付金に係る事業の実施方法」第1の4で定める農業生産活動等のうち、（1）～（4）に基づく農業生産活動の取組 エ 特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（平成4年10月1日4食流通第3889号）に基づく生産方式の導入 ②<u>温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）</u> (略) ③<u>別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）</u> (略) (3) 環境負荷低減事業活動実施計画の作成に関する事項 ア～エ (略)

3 特定区域の設定

(1) 特定区域の区域内の活動類型

特定区域内で行われる特定環境負荷低減事業活動は、以下の活動類型のいずれかとする。

①有機農業の生産団地の形成と地域農産物のブランド化を図る事業活動

②産地全体で環境負荷の低減に資する先端技術の備えた機械を導入し、共同利用を通じて導入コストを効果的に低減させる事業活動

③地域の清掃工場等から排出される熱や二酸化炭素を分離・活用した施設園芸団地の形成を図る事業活動

(2) 特定区域の計画

地域のモデルとなり得る特定区域を、別紙のとおり設定する。

今後も、現場の実態を踏まえつつ、県と市町村が連携し、モデル的な取組の創出に向けた取り組みを推進する。

(3) 特定環境負荷低減事業活動実施計画の作成及び認定に関する事項

県知事は、以下のア～エにより作成し、申請された特定環境負荷低減事業活動実施計画について、関係市町の意見を聴いた上で認定審査を行い、内容を適正と認めた場合には、認定を行う。

ア 作成主体

特定区域内の農林漁業者において、特定環境負荷低減事業活動を実施する者が単独又は共同で作成するものとし、業種や事業規模等について特段の定めは設けないものとする。

なお、農林漁業者とは農林漁業の事業活動を行う者をいい、自ら農林漁業の経営を行っている者のほか、農作業等を受託する組織も事業活動の主体となることができる。

イ 特定環境負荷低減事業活動による環境負荷の低減に関する目標

目標は、当該実施計画の実施により達成が見込まれるものであり、また、事業実施場
所が本基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めるものとする。

ウ 特定環境負荷低減事業活動の内容

実施期間内に取り組む特定環境負荷低減事業活動の具体的な内容について記載する。

なお、農林漁業者の経営状況等に照らし特定環境負荷低減事業活動の目標を達成でき
る見込みがあることに加え、当該特定環境負荷低減事業活動を実施する過程で、新たな環境への負
荷が生じることのないよう留意するとともに、農林漁業の持続性の確保に資するものである必要が
ある。

エ 特定環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間は5年を目処に定めるものとする。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業の内容

(略)

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

(略)

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(略)

3 特定区域の設定

今後、現場の実態を踏まえつつ、県と市町村が連携し、モデル的な取組の創出に向けた取り組みを推進する。

4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用が期待される基盤確立事業の内容

(略)

5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

(略)

6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(略)

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(略)

2 進行管理

社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を行うこととする。

〈参考資料〉

- 1 おおいた農林水産業元気づくりビジョン 2024
https://www.pref.oita.jp/site/nourinsuisan/gennkidukurivision.html
- 2 第3次大分県有機農業推進計画
https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2131474_3604123_misc.pdf
- 3 大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針
https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/2207539_3888456_misc.pdf

(別紙)

特定区域の区域及び事業活動の内容 (佐伯市)

1. 特定区域の区域

(1) 区域

佐伯市の全域

(2) 当該区域の特性及び区域設定の理由

佐伯市は、大分県南部に位置し、市内中心を流れる番匠川下流域の平野部を中心に発展した市街地地域と西部の山間部地域、東部の海岸部地域に大きく区分される。気候は、南海型気候に属しており年平均気温は16℃前後と比較的温暖な地域で、豊後水道の影響を受ける海岸部地域は特に暖かく、その多くが無霜地帯となっている。一方、山間部地域は冬期には特有の吹き下ろしにより海岸部地域に比べて気温が2～3℃低くなり、一部では霜による被害も見られる。年間降水量は2,000mm前後で、7月から9月は台風の影響を受けやすく、災害が発生する可能性が高い地域である。農業分野においては、耕地面積の73.4%にあたる1,380haの水田を有し主食用米から新規需要米への転換と水田の高度利用として麦の生産が拡大してる。また、温暖な気候条件から野菜、花き、果樹などの露地・施設栽培や新たな取り組みとして有機栽培などの特色ある農業が展開されている。

しかし、水稻については農業従事者の高齢化や担い手不足により作付面積が年々減少している状況にあり、活性化のための取り組みが必要であった。

また、本市は令和2年3月に自然環境にやさしい、持続可能なまちを繋ぎ続けるため「さいきオーガニック憲章」を制定した。この憲章の理念に基づき、現在は「佐伯版SDGs」の推進による「さいきオーガニックシティ (人と自然が共生する持続可能なまち)」の実現を目指し、「地域が輝く『佐伯がいちばん』の人・まちづくり」を将来像として取り組んでいるため、農業における具体的な取り組みとして、有機農業を推進することが検討された。

その中で、未来を担う子どもたちのためにも「オーガニック給食」を核とした地域ぐるみの取組を強い熱意を持って展開すべく令和5年3月に「オーガニックビレッジ宣言」を行うとともに、令和5年3月

第4章 計画の推進にあたって

1 推進体制

(略)

2 進行管理

社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、計画の見直しなど必要な措置を行うこととする。

(別紙1) おおいた農林水産業活力創出プラン 2015

(別紙2) 第3次大分県有機農業推進計画

(別紙3) 大分県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

(新設)

に「佐伯市有機農業実施計画」を策定し、有機農業の推進に取り組むこととなった。

本区域を特定区域として設定することを契機に、有機農業の取組を加速化し、生産者だけでなく広く市民がそれぞれの立場で有機農業に参画し、生産・流通・消費まで一体的に有機農業の拡大に取り組むために、生産者の取組拡大に向けた有機農業相談員の設置や栽培技術講習会の開催、農地の集積化に向けた有機農業モデル地区の設置、有機農業に適した堆肥の製造、有機農産物の販路開拓及び消費拡大を図る学校給食への供給、有機農産物独自認証の普及など地産地消の推進を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（１）活動類型 有機農業の生産活動

（２）特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では市全体で有機農業の推進を図るため、有機農業者、有機農産物取扱い協力店、市民代表、学識経験者、学校給食栄養職員、大分県、佐伯市が参画した食と農のオーガニック推進協議会を中心に、生産・消費・流通の各段階における課題の解決に取り組む。

生産面では、地域資源循環を目指す堆肥施設「佐伯市直川堆肥施設」を中核として、家畜由来の堆肥等の品質向上・安定供給を図り、耕種農家による堆肥の施用等による土づくり、土壌分析と効率的な施肥設計や「有機栽培米栽培講習会」等による有機農業の技術確立と生産拡大を推進し、有機農業の団地化を目指す。

また、消費面では市民を対象とした「オーガニックフェスタ」などの有機農業に関するイベントを開催し、生産者以外の市民にも広く有機農業に興味を持ってもらい、地域全体の機運醸成を図る。

販路については、地域内生産された有機農産物を学校給食に提供するため「佐伯市有機農産物生産者協議会」を立ち上げ、水稻を中心とした計画生産・出荷体制の確立を図る。また、地域外への共同出荷体制の確立に向け、県内他市と連携し販路拡大を推進するなど地域全体での有機農業の産地化を目指す。

特定区域の区域及び事業活動の内容（臼杵市）

1. 特定区域の区域

（１）区域

臼杵市の全域

（２）当該区域の特性及び区域設定の理由

臼杵市は、大分県の東南部に位置し、内陸から海に向かい楕円状に細長く延びた地形となっており、東は豊後水道に面した臼杵湾に臨み、南西部は鎮南山・姫岳など比較的険しい山稜が津久見市、佐伯市と接している。河川は、野津川が南西部を東西に流れ、臼杵川・末広川・熊崎川が臼杵湾に注ぎ、これらの河川沿いには水田が、そして山間部には畑地が広がっている。気象は、瀬戸内海型と南海型が混在し、年間平均気温は 15～17℃、平均降水量は 1,500～1,800 mm で、温暖多雨の自然環境に恵まれており、西日本有数の生産を誇る葉たばこや夏秋ピーマン、カボス、ニラ、いちご、甘藷、トマトなどが栽培されている。

特に、臼杵市土づくりセンターで製造する草木を主原料とした完熟堆肥「うすき夢堆肥」による土づくりを基本とした環境保全型農業として有機農業を推進しており、平成 22 年 3 月、自然環境との調和、地

産地消の更なる促進、「食」と「農業」の強い信頼関係に重点をおいた臼杵市農業のあるべき姿（ほんまもんの里）を念頭に「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本条例」を制定した。

この条例は、本市の責務と基本的方向性、基本方針、具体的施策を明らかにするため、平成 24 年度を初年度とし、令和 3 年度を目標とした「ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定後、令和 2 年 3 月に策定した「臼杵市総合計画後期基本計画」を踏まえ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の各種指針及び振興計画に基づき、「臼杵市農業振興計画」及び「臼杵市有機農業推進計画」を包含するかたちで、令和 13 年度までの「第 2 次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」を策定している。

この間、本市では、平成 17 年 5 月の「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会の設立をはじめ、平成 19 年 4 月には、「臼杵市ほんまもんの里農業推進センター」を、更に平成 22 年には「有機農業推進室」の設置及び「臼杵市土づくりセンター」を建設・運営を開始し、地域資源を活用した「うすき夢堆肥」による土づくりによる「有機の里づくり」を進めてきた。また、平成 23 年 5 月「ほんまもん農産物」認証制度を創設し、有機農業等の環境負荷低減に資する農業の拡大、研修制度や学校給食等販路の開拓など農業者の支援を行い、取組の拡大を図ってきた。

こうした流れを受け、市全体で有機農業の推進を行うこととし、令和 5 年 4 月にオーガニックビレッジ宣言を行い、「第 2 次ほんまもんの里みんなでつくる臼杵市食と農業基本計画」に掲げる 4 つの基本目標のうち「安全・安心な食料の供給」を図るため、「うすき夢堆肥」による土づくりに重点を置き、有機農業に取り組みやすい環境の整備や「ほんまもん農産物」をはじめとする有機農業により栽培された農産物の生産振興及び栽培技術の向上を図り、「有機の里づくり」による循環型社会の構築に努めてきた。

本区域を特定区域として設定することを契機として、こうした流れを加速させ、学校給食への有機農産物の供給拡大、地産地消を担う人材並びに後継者の育成、認定こども園などにおける地産地消の推進、「ほんまもん農産物」のブランド化の促進など、有機農業における取組の更なる推進を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（1）活動類型 有機農業の生産活動

（2）特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、市全体で有機農業を持続的に推進するため、臼杵市、大分県農業協同組合、大分県、臼杵市議会、農業委員会、臼杵市環境保全型農林振興公社、野津土地改良区等が参画し、臼杵市が事務局を務める「ほんまもんの里・うすき」農業推進協議会を組織しており、(1) 環境保全型農業の推進、(2) 競争力のある産地づくりの推進、(3) 地産地消の推進、の 3 つの柱のほか、(4) 臼杵食文化創造都市推進協議会との連携、(5) みどりの食料システム戦略緊急対策事業にも取組んでおり、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金の事業活用も行っている。

この 5 つの事業を通じて、うすき夢堆肥を活用した土づくりの推進や有機農業の栽培技術の普及のほか、学校給食への有機農産物の供給拡大、有機栽培米の作付面積拡大、オーガニックマーケット等のイベントの開催支援など、生産・流通・消費までの一貫した取組を通じて、有機農業の生産技術の確立と波及、有機農業者及び有機農業の取組面積の増加、消費者への啓発と理解の増進、地産地消や食育の推進など、さらなる有機農業の推進を目指す。

1. 特定区域の区域

（１）区域

豊後高田市の全域

（２）当該区域の特性及び区域設定の理由

豊後高田市は大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、豊かな自然と温暖で過ごしやすい瀬戸内気候に属している。農業分野においては、干拓地を中心に白ねぎ、背後地ではいちごや花き等の施設園芸、中山間地域には水稻、そば、丘陵地ではみかん、カボス等の果樹が栽培され、市内全域で肉用牛や養鶏などの畜産も盛んに行われている。

一方、少子高齢化による担い手不足、耕作放棄地の増加、異常気象による生産量の減少、資材費高騰等の課題にも直面している。こうした中で、有機農業は自然循環機能の増進、環境負荷の低減、生物多様性保全や地球温暖化防止に寄与するなど、SDGs に貢献する農業形態として近年関心が高まっており、国内の有機食品の市場規模及び有機農業の取組面積は拡大傾向にある。

本市ではこれまでに環境保全型農業の支援や有機農業を目指す新規就農者の受け入れ等を行ってきたが、生産性の向上、安定的な販路の確保、消費者の理解醸成が課題となっている。これらの課題に取り組むため、本市では令和５年に生産者、消費者、大分県等が参画し、市が事務局を務める「豊後高田市有機農業推進協議会」を設立した。令和６年４月にはオーガニックビレッジ宣言を行い、栽培研修会の開催や技術実証、有機栽培圃場の条件改善、市独自認証制度の導入、学校給食や近隣店舗での使用拡大（近隣飲食店での活用促進）等に取り組んでいる。

市全域を特定区域として設定することで、有機農業の生産・流通・消費に一体的に取り組む体制をさらに強化し、有機農業の推進及び持続的な農業の実現を図る。

2. 特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

（１）活動類型 有機農業の生産活動

（２）特定環境負荷低減事業活動の内容

本市では、豊後高田市有機農業推進協議会を中心として、有機農産物の生産性向上、流通出荷体制の確立、消費拡大に一体的に取り組む、有機農業の産地化を目指す。

ア 生産性向上の取り組み

研修会や先進地視察、栽培方法のマニュアル化、省力化技術の導入等に取り組むとともに、有機農業に適した農地の確保及び団地化を推進する。

イ 流通・販路拡大の取り組み

有機農産物の新たな販路を開拓するとともに、共同出荷等、効率的な集出荷体制の確立を図る。

ウ 消費拡大の取り組み

市独自の認証制度の導入や情報発信により、有機農産物の認知度向上を図るとともに、学校給食や地元スーパー等、地域を中心とした消費拡大を推進する。